



風車・風力発電機に関するリーガルサービス

1 免責事項

本紙の情報は、一般的な情報として利用者の参考に供することのみを意図して作成されたものであり、個別具体的な事情に対する法的な助言又は見解として提供するものではありません。

弊所は、本紙の内容の正確性の確保に努めておりますが、正確性を保証又は担保するものではありません。また、商品に関係する規制を網羅することを目的とするものではありません。

規制内容に誤りがあった場合であっても、いかなる補償も致しません。

2 作成日

令和3年4月14日 行政書士メイガス国際法務事務所作成

3 対象

風車・風力発電機の輸入及び民間市場での販売を検討している方、風車・風力発電機の設置を検討している方

4 風車・風力発電機の販売・設置関係法令

風力発電機を設置する際は、出力等条件により電気事業法に従い技術適合義務を満たした上で、保安規定や工事計画等の届出、自主検査等を行う必要があります。

また、風力発電機の本体又は部分品を輸出（販売目的でない返品や交換、修理等のために国外に送る場合を含む）する場合は外国為替・外国貿易法に基づく該非判定を行う必要があります。部品交換等のための一時的な輸出であっても該非判定は必要です。

5 風力発電に関する主要な法対応

5-1 風力発電機の部分品の輸出について

一般的には運転コントローラーやバッテリー、インバーター、増速機のエンコーダー、風向風速計のAD変換器、ナセル・タワー間やブレード部など様々な箇所に使用されているベアリング、制御ソフトウェアなどについて、該非判定が必要となりますが、これに限られません。また、風向風速を測定する為のドップラーソーダやドップラーライダーを輸出する場合はこれらについても判定を行う必要があります。

弊所では風力発電システム全体から部品1つに至るまでの輸出管理をサポートしております。



5-2 小型風力発電機の事故報告

2021年4月1日より、20kW未満の風力発電設備（一部対象外の設備あり）を所有又は占有する方は、自然現象や疲労によりブレードが破損した場合など、事故があった場合は24時間以内の速報と30日以内の詳報の義務が課せられます。人的被害がなくとも事故の状況等により報告義務が発生し、報告を行わなかった場合は罰則の対象となります。報告はNITEの詳報作成支援システムを通して産業保安監督部長に対して行います。弊所では事故報告についてご相談に応じております。

5-3 風力発電機の購入・設置

風力発電機を購入・設置する場合は性能等により、技術基準適合義務、維持義務、保安規定届出、主任技術者選任、工事計画届出、使用前自主検査、定期事業者検査、使用前自己確認等を行う必要があります。

20kW未満の小型風力発電機の場合は電気主任技術者の選任や保安規定届出は免除されますが、技術基準に適合させる義務があり、経産省による立入検査等の結果適合しないことが判明した場合は稼働停止を要求されることがあります。なお、FITによる認定を受けている場合、技術基準に適合しなければ認定を取り消されることがあります。

大型発電用風力設備の場合は、着工前に工事計画を国に届け出る必要があります。

弊所で型風力発電機の購入前の機種比較段階、購入検討段階から、法的な側面から適切な機種の選定のためのコンサルティングを行うことが可能です。また、風車形式認証取得のサポートも行っております。

5-4 風力発電所の認証

風力発電所を設置する際は、ウインドファーム認証が必要となり、サイト条件適合証明書や設計基準適合証明書、全体荷重解析適合証明書、風車設計評価適合証明書、支持物設計評価適合証明書等の交付を受ける必要があります。また、設置場所により森林法、農地法、河川法、海岸法の対応が必要となります。

弊所では風力発電機の機種比較段階、購入検討段階から、法的な側面適切な機種の選定のためのコンサルティングを行うことが可能です。

5-5 洋上風力発電

洋上新法（海洋再生可能エネルギー発電設備の整備に係る海域利用促進法）が適用され、洋上風力発電施設の設置が推進されています。浮体式洋上風力発電については通常の風力発電所としての認証に加えて、タワー、浮体、係留設備について船舶安全法に基づく船級審査の対応が必要となることがあります。また、施設構造によっては海上保安庁に対して海洋汚染・海上災害防止法に基づく海洋施設設置届出を行う必要があります。